

労働災害と企業の法的責任

～裁判をふまえて弁護士がわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

労働災害が起きた場合に、労働者の安全配慮義務などを巡り多数の民事損害賠償請求がなされています。最近の労働裁判例について理解を深め、訴訟リスクを低くする参考にさせていただくため、弁護士が重要労働判例を基に解説します。全国安全週間の取組みに活かしていただくこともできます。人事・労務・安全管理の担当者に受講していただきたい講習会です。

記

1 日時 平成28年6月22日(水) 13:30～16:00 (開場・受付は13:00～)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)

3 講師 木村恵子 弁護士 (安西法律事務所)

4 内容

- ・労働災害が起きた場合の企業責任
- ・労働災害と刑事責任 ～刑事責任を問われるのは誰か?
- ・労働災害と民事責任 ～民事責任を問われるのは誰か?
- ・過労死・過労自殺と労働災害
- ・労働災害防止のために
- ・その他

5 受講料 (消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

6 定員 30名

7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から6月15日まで2週間ない場合は6月15日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例0622 OOカイシャ等)			

③受講の取消:6月15日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692